

各 税 務 署
個人課税第1部門
統括国税調査官 殿
源泉所得税担当
統括国税調査官 殿

課税第一部 所得税課
審理担当課長補佐(認印省略)
課税第二部 法人税課
源泉所得税担当課長補佐(認印省略)

介護保険料に係る社会保険料控除の取扱いについて

本年4月の介護保険法の施行に伴い、介護保険の被保険者が負担する介護保険料が社会保険料控除の対象とされていますが、所得税法第74条第1項《社会保険料控除》では「居住者が、…自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額を総所得金額から控除する」旨規定されていることから、次の取扱いとなりますので、照会等があった場合の参考にしてください。

- (1) 納税者(所得者)と生計を一にする配偶者や親族(以下「配偶者等」という。)が支払を受ける公的年金等から控除(特別徴収)される介護保険料については、配偶者等自身が支払ったものであり、その納税者の社会保険料控除の対象とならない。
- (2) 配偶者等の介護保険料が納付書等により納付(普通徴収)される場合で、納税者がその介護保険料を支払った場合には、国民年金や国民健康保険の保険料などと同様に、その納税者の社会保険料控除の対象となる。

(参 考)

介護保険法に規定する第1号被保険者(年齢65歳以上の者をいう。)については、本年10月から介護保険料を負担することになっており、原則として、当該第1号被保険者に対して支払われる公的年金等の支給額から介護保険料が控除されることになっている。

なお、公的年金等の支給額が少額(月額15,000円未満)である場合、障害年金や遺族年金のみを受給している場合には、公的年金等から直接控除されずに、納付書等による納付(普通徴収)となる。